




平成 23 年 7 月 1 日

藤沢市教育委員会委員長 小澤 一成 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤 甲雄 
横浜市南区大岡 3-41-10 電話 5-713-7222

04

「中学校公民教科書採択に関する請願（その4）」

（請願の趣旨）

私は、神奈川県教育委員会に対し、中学校公民・歴史教科書採択に関する請願を全部で5件を提出させていただいておまして、同請願は目下審議継続扱いとなっています。それらの請願は、確立された国際法規である国際人権条約の視点からの説明が必ずしも十分でありませんでした。そのため、ここに改めて同条約の中の該当原文を抽出してお示し、人権に関する国際法秩序を正確にご理解していただき、改めて東京書籍教科書が中学校学習指導要領社会科目標にある「国際社会に生きる国家・社会の形成者」を育む教科書として適さないことをお確かめいただきたいのであります。

そして、学習指導要領及び国際法秩序に適った教科書の採択について請願する次第です。

（請願の理由）

先般わが国に原子力災害が発生しました。その発生原因は、今や「人災」が定説とされています。原発関係者は既存の技術以外国際的に定評のある優れたものがあっても新しい技術を一切受け付けず、それに異論を唱えるものは「村八分」となり生活できなくなるので、誰も黙して語らず既存の権威者に従う、その結果が化石的原発工場となって、「人災」がもたらされたとされています。

このような原発村で起きている現象と同じことがわが国の官界、法曹界、学界を覆い尽くしていると見られます。それは神奈川の義務教育界にも及んでいます。

その典型的事例が、新しい公民教科書7社全部に共通して見られます。それは「自由権」「社会権」を基本的人権の範疇に入るものとしているために、憲法11条の「基本的人権」は憲法12条の「自由と権利」から40条にいたる条文が包摂されているとした記述が成されているところにみられます。この法的根拠は、それがわが国の憲法学界の通説とのことにて、文科省の指導が行われたに相違ありません。要するに国民の権利も義務もごっちゃ混ぜになって、混沌としているのです。


昭和21年、初めてGHQから示された憲法原案は、国連憲章制定者の考え方が反映されたものであって、突然に示された憲法の至高の概念「国民の基本的人権の尊重」の定義、内容不明のため手探りでようやくにして発布にこぎ付けたものと思います。憲法発布から33年経過した昭和54年（2079年）、わが国は国際人権条約（社会権規約、自由権規約とがある）を締結したことにより、人権カオス時代が終わり、人権ロゴス時代が始まる予定でした。しかし過去33年間、左翼思想に傾斜して創られてきた法理、学説、前例、慣習等の牙城は、修復、修正を要することになったものの、既得権化した権威筋の容認が得られず、その後32年経過した今も人権カオス時代の今や誤った法理、学説にもとづいた行政が依然として続けてられているのが現状であって、即ち日本全体が原発村化した状態にあります。

そこで義務教育界が原発村化している状況を知るために、人権カオス時代に今もあ

る東京書籍の新しい公民教科書の主な該当箇所、対応する自由権規約の該当規定を原文のまま抜粋して以下のように整理しました。

- 基本的人権の定義 「recognition of the inherent dignity and of the equal and inalienable rights of all members of the human family is the fundation of freedom, justice and peace in the world」(注1)
- 個人間権利の創設 「conditions are created whereby everyone may enjoy his civil and political rights, as well as his economic, social and cultural rights」(注1)
- 兩人権の法秩序 「Realizing that the individual, having duties (注4) to other individuals and to the community to which he belongs, is under a responsibility (注5) to strive for the promotion and observance of the rights recognized in the present Covenant」
- 基本的人権の保障 Each State Party to the present Covenant undertakes to respect and to ensure to all individuals (注3) within its territory and subject to its jurisdiction the rights recognized in the present Covenant (注2) ,

この結果、東京書籍の問題の箇所は、次のように浮き出てまいります。

 請願と重複する文があることは、ご容赦願います。

注1、同条約第5条2項により、基本的人権には法律、慣習が含まれるとしているので、基本的人権の定義は次の如く翻訳されます。

「人間家族とその共同体の人々の生活の営みから堆積した習俗習慣、道徳、文化伝統、財産、法律、領土等固有化した尊厳並びに人間家族とその共同体の人々の同等且つ固い絆で結ばれた大義」(「rights」の本来の意味は「善、正義」であるから「権」ではなく「大義」あるいは「無窮の愛」と訳すべきです。)

基本的人権は人間家族とその共同体の人々の、個人間の権利は個人の、生活の営みからもたらされたものとしています。東京書籍が「人権とは人が生まれながらにして持っているもの」としているのは誤りです。

又、東京書籍に「個人の権利を、権利として保障したのが基本的人権です」とあり、国連の基本的人権の定義を勝手に否定しています。世界中の国が基本的人権の定義を recognition しており、教科書といえども勝手な変更は許されません。

なお、「人間家族」は、英英辞書によれば、父、母、児童からなる複数(individuals)であって、「人間」は、男、女、個人等の単数(individual)です。従って、「人間の尊重」と「基本的人権の尊重」とは、尊重する対象が異なることをわきまえた上で、上記英語の構文に照らして「家族とその共同体の尊重」について、記述の多い教科書を選定することは大変重要なポイントであります。

注2、国が国民を尊重する対象は家族愛を核にした注1に示した「基本的人権」です。東京書籍は尊重する対象を「生まれながらにして持っている個人の権利」という西洋の思想史の考えを引用しつつ、実は憲法や国際法が尊重の対象としていない自由と権利(個人の権利)条文を、尊重の対象にすり替えて欺瞞しています。世界人権宣言第1条でも、人間は生まれながらにして自由、平等であるから、仲良く行動しなければならないと言ってるだけです。個人(everyone)の権利を尊重したとか、するとか言っておりません。

- 注3、「国は家族 や共同体の人々の基本的人権を尊重する」としているのです。
東京書籍は、「個人の権利の尊重のために、国が関与して推進する」としていますが、自由権規約に「個人の権利尊重」の規定が無いのだから、国が推進することは許されず、これは誤りです。
なお、国民は不断の努力によって個人の自由と権利を保持するために、司法専門職を奉仕者として公務員に任用して、国による中立公正な民法や司法制度をつくって、機会均等の原則によって保障されることにしています。
- 注4、「個人の権利を有する個人は、基本的人権を有する人々や、個人が属する社会に対して義務を負う」と規定しています。これは憲法12条においても、「自由及び権利＝個人の権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない義務を負う。又、国民はこれを濫用してはならない義務を負うのであって、常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負う」とあります。憲法14条以下40条にいたる27条文は憲法12条に規定する義務を国民は負っています。東京書籍等の教科書はこれをたったの三つと記しています。しかし他の多くの教科書も「国民の義務はたったの三つ」としており、これも原発村化現象の一つです。これらの国民の義務に対して憲法は保障しているので、国民は憲法に対し被保障権という権利を有するのであります。従って、判決が無いにも拘わらず一方的に国民の権利を制限する法律や機会均等を失する行政は、憲法12条、憲法14条の規定違反に該当し、憲法98条1項により効力の無いものとされます。
- 注5、憲法12条の「常に公共の福祉の為に利用する」と同様の規定が、国際人権条約にもあります。即ち、「個人の権利者は、常に基本的人権を有する権利者たちに、基本的人権の増進、擁護のために努力する責任を有する」です。逆に言えば、この責任を果たさない権利者の行為は無効という意味であります。

カオス時代の個人の権利の尊重を、基本的人権の尊重と言いくるめて個人の権利の尊重を継続しようとする原発村的欺瞞の構造は、公金を使いながら自由民主主義を亡ぼして全体主義国家、社会主義国家へ傾斜していく革命推進構造であります。これについては、中学公民教科書採択に関する請願（その3）13項末尾をご参照願います。

東京書籍36ページ日本国憲法の基本原理として「国民主権、平和主義、基本的人権の尊重」の三つを掲げていますが、これもカオス時代のものであります。正しくは、「主権者の統合の象徴である天皇と主権者たる国民、奉仕者たる公務員、自由民主主義の政治原理」が日本国憲法の基本原理であります。東京書籍の教科書は、国民の私的権利の尊重のみを多く採り上げ、国民を支える公務員の尊い奉仕活動に殆ど触れずむしろ個人の権利の阻害要因ととらえ、守るべき政治原理を人権問題にすりかえてしまい、公民教科書として重大な欠陥が認められます。国民の基本的人権と対極にある国民の自由と権利（国民の義務）を一緒くたにしたと同様に、国民と対極にある公務員を一緒くたにして、自由民主主義の法秩序、社会秩序を滅茶苦茶に乱してしまう欠陥だらけの教科書であります。

教育委員会教育委員の皆様には、憲法に違反する方向に傾斜しがちな7社の教科書の内、どの教科書が自由民主主義に踏みとどまる教科書であるか、ロゴスの視点に敵として立って、ご採択の事務に当たられることを切望する次第であります。それが教育基本法の教育目的並びに学習指導要領の目標に最も適った採択事務であると信じる次第です。

私見を申せば、自由社の公民と歴史の教科書が相対論として、最も強く国民の自覚と自由民主主義教育を訴えていると思います。以上